

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	8 7 9
		決裁期日	平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日
名 称	平成 2 2 年度 第 1 回景観づくり推進会議		
日 時	平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日 午後 2 時～午後 4 時 3 0 分		
場 所	役場 2 階審議室		
出席者	濱本幹郎、中瀬 実、津幡 昭、小野寿樹、黄田 稔（委員 5 名参加） 町～北向建設水道課長、角波主幹		
内 容	<p>1. 北向建設水道課長挨拶（特別委員の堀委員を除く 9 名の過半数出席。）</p> <p>2. 濱本会長挨拶 上富良野町の景観づくり計画素案に関する意見についての協議をよろしくお願いいたします。</p> <p>3. 議案の説明（北向課長）</p> <p><u>(1)景観づくり計画に関するパブリックコメントについて(報告・資料 1)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9 月 10 日～10 月 8 日までのパブリックコメントは町民からの意見、質問の提出はありませんでした。 ・ 資料 1 により景観づくり計画(素案)について、北海道や町議会等の意見を反映した修正前と修正後の説明。 (添付資料(素案)は修正前である。) <p>○委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質問はありませんでした。 <p><u>(2)景観づくり条例改正(報告・資料 2)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16 年度に制定した条例の全部を改正した。内容は旧条例と改正後を対照表により説明。 条例の考え方はほぼ変わらないが言葉の表現を統一した。施行は平成 23 年 4 月 1 日からである。 (本町が景観行政団体になるために景観法に伴う条例改正が必要となったため。) <p>(黄田) 旧条例 14 条の(廃屋の管理の要請)はどうなるのですか？</p> <p>(北向) 新条例 17 条に書かれているように、「景観づくりに配慮した管理を行うよう要請」することができる。 所有権があるためなかなか難しい。</p>		

内 容	<p><u>(3) 景観行政団体事務執行に関する日程について(報告・資料3)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙資料3の日程で進めたい。 11月8日に町長が知事の同意を受けに北海道庁に行く。 景観行政団体事務の開始は平成23年4月1日、同時に届出等も開始する。 <p>(黄田) 届け出の対象となる行為はどのようになるのか? (北向) 「かみふらの景観づくり計画(素案)」P16 対象となる行為を参照ください。 規模を超える行為であっても、案件によっては、届出以前の事前協議により届け出が必要ない場合も考えられます。</p> <p><u>(4) 景観づくり計画策定に関する意見について(諮問・資料4)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙資料4の上富良野町長より上富良野町景観づくり推進会議に意見を求める諮問をします。(10月28日付) <p><u>(5) 意見答申の方法について(協議・資料5)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提示した「景観づくり計画」について、この場で目を通していただく時間がないので、それぞれの委員から、答申についての意見があれば資料5に記載の上、FAXで役場事務局に提出してほしい。 ・答申を11月中に出したいので、集約された意見をもとにした答申書作成については、会長に一任願いたい。(委員一同異議なし) <p><u>(6) その他・見晴台公園改善計画について(資料6)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会の説明会、シーニックの説明会の内容を説明し、町内会では反対意見が多かった、シーニックの説明では、具体的にわかるような資料を作成したほうが良いとの指導を受けた。 <p>(津幡) 土を、切り土をしないで頂上に情報ステーションを置き邪魔な立ち木を伐採してはどうか。 (中瀬) 工事費がかなり高くなりそうなので、金がない上富良野町は大丈夫なのでしょうか。 (濱本) 花を植えたり、女性が喜ぶようなことを考えては。 (北向) 意見は計画に反映します。</p> <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現委員任期終了に伴う再任等について <p>(北向) 現委員任期は来年1月19日までだが、できるだけ再任の方向で検討いただきたい。団体等推薦については追って文書で依頼する。 (黄田) 建設業協会は、「黄田」より「佐川」に役員が変わる予定である。</p> <p>終了</p>
-----	--